

## みずほマイレージクラブカードセゾン Suica に関する各種規約 一部改定のお知らせ

2021年3月1日をもってみずほマイレージクラブカードセゾン Suica に関する各種規約を改定いたしますのでご案内いたします。  
 主な改定箇所は以下のとおりです。

現 行	改 正
<p><b>(1)みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約</b></p> <p>第1条（本特約の目的）</p> <p>本特約は、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）、株式会社クレディセゾン（以下「クレディセゾン」といいます。）、および東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が提携して発行する「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica」（以下「本件カード」といいます。）の発行条件、機能および使用方法等について定めるものです。</p> <p>第2条（本件カードの発行）</p> <p>1. 本件カードは、「みずほキャッシュカード規定」および「みずほデビットカード取引規定」に定めるみずほ銀行のキャッシュカードとしての機能（以下「キャッシュカード機能」といいます。）、「セゾンカード規約」（以下「会員規約」といいます。）、「みずほマイレージクラブカードセゾン特約」および「ビューType II 提携カードに関する特約」に定めるクレディセゾンのクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）ならびに JR 東日本が「Suica に関する特約」、「オートチャージに関する特約」および「リンクに関する特約」に定める IC チップを内蔵するカードに記録された金銭的価値等（以下「Suica」といいます。）で提供する機能（以下「Suica 機能」といいます。）を1枚のカードでご利用できるものです。</p> <p>2. 本件カードは、「みずほ普通預金規定」、「みずほキャッシュカード規定」、「みずほデビットカード取引規定」、会員規約、「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」、「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項みずほマイレージクラブカードセゾン特約」、「みずほマイレージクラブ規定」、「みずほマイレージクラブカードセゾン特約」、「Suica に関する特約」、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」、「ビューType II 提携カードに関する特約」および本特約を承認のうえ、みずほ銀行、クレディセゾンおよび JR 東日本（以下総称して「各社」といいます。）に本件カードのご利用の申し込みをされ、各社が本件カードのご利用を承諾した方（以下「会員」といいます。）に、本件カードを発行いたします。なお、契約は各社が承諾した日に成立するものとします。なお、クレディセゾンまたは JR 東日本が会員と認めなかった場合で、みずほ銀行が認めた場合には、みずほキャッシュカード（普通預金）を発行します。</p>	<p><b>(1)みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約</b></p> <p>第1条（本特約の目的）</p> <p>本特約は、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）、株式会社クレディセゾン（以下「クレディセゾン」といいます。）<u>および</u>東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が提携して発行する「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica」（以下「本件カード」といいます。）の発行条件、機能および使用方法等について定めるものです。</p> <p>第2条（本件カードの発行）</p> <p>1. 本件カードは、「みずほキャッシュカード規定」および「みずほデビットカード取引規定」に定めるみずほ銀行のキャッシュカードとしての機能（以下「キャッシュカード機能」といいます。）、「セゾンカード規約」（以下「会員規約」といいます。）、「みずほマイレージクラブカードセゾン特約」および「ビューType II 提携カードに関する特約」に定めるクレディセゾンのクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）ならびに JR 東日本が「Suica に関する特約」、「オートチャージに関する特約」および「リンクに関する特約」に定める<u>非接触</u> IC チップを内蔵するカードに記録された金銭的価値等（以下「Suica」といいます。）で提供する機能（以下「Suica 機能」といいます。）を1枚のカードでご利用できるものです。</p> <p>2. 本件カードは、「みずほ普通預金規定」、<u>みずほキャッシュカード規定</u>、<u>みずほデビットカード取引規定</u>、<u>会員規約</u>、「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」、「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項みずほマイレージクラブカードセゾン特約」、「みずほマイレージクラブ規定」、<u>みずほマイレージクラブカードセゾン特約</u>、<u>Suica に関する特約</u>、<u>オートチャージに関する特約</u>、<u>リンクに関する特約</u>、<u>ビューType II 提携カードに関する特約</u>および本特約を承認のうえ、みずほ銀行、クレディセゾンおよび JR 東日本（以下総称して「各社」といいます。）に本件カードのご利用の申し込みをされ、各社が本件カードのご利用を承諾した方（以下「会員」といいます。）に、本件カードを発行いたします。なお、契約は各社が承諾した日に成立するものとします。なお、クレディセゾンまたは JR 東日本が会員と認めなかった場合で、みずほ銀行が認めた場合には、みずほキャッシュカード（普通預金）を発行します。</p>

3. クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」といいます。）は、本件カードの普通預金口座とするものとします。

4. 本件カードのお申し込みができるのは、個人の方のみとします。また、お申し込みに先立ち、各社から届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

5. 本件カードのお申し込みにあたり、入会申込書およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

#### 第3条（本件カードの貸与・回収について）

1. 本件カードの所有権は、各社に帰属し、会員に貸与するものとします。
2. 会員は、善良なる管理者の注意をもって本件カードを管理し、本件カードを第三者に貸与、質入れ、譲渡等により第三者に使用させることもその占有を第三者に移転することもできません。
3. 各社のいずれかが会員規約、本特約、または各社が定める規定等により必要と認めて本件カードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。

#### 第4条（本件カードの作成および交付）

1. 各社は、本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても、各社が指定する委託先からお届出の住所宛へ送付することができるものとします。
2. 本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、みずほ銀行で所定の期間、保管します。所定の期間を経過した場合、みずほ銀行は当該カードを破棄するものとします。なお、本件カードの再発行を会員が希望する場合は、第8条にしたがって届け出るものとします。ただし、本件カードを発行してから1年以上経過している場合、あらためて本件カードのお申し込み直しをご依頼する場合があります。

#### 第5条（クレジットカード機能）

1. 本件カードは、会員規約に定める本人会員に発行され、家族会員のお申し込みはできません。
2. 会員は、会員規約に定める加盟店に加え、JR 東日本の指定する窓口、乗車券類発売機等に本件カードを提示する等、JR 東日本所定の手続きを経ることによって、ショッピングに本件カードが利用できます。
3. 会員は、本件カードをインプリンター加盟店（カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。

#### 第6条（本件カードの盗難・紛失等）

1. 会員が、本件カードを紛失、盗取された場合、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかにみ

3. クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」といいます。）は、本件カードの普通預金口座とするものとします。

4. 本件カードのお申し込みができるのは、個人の方のみとします。また、お申し込みに先立ち、各社から届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

5. 本件カードのお申し込みにあたり、入会申込書およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

#### 第3条（本件カードの貸与・回収について）

1. 本件カードの所有権は、各社に帰属し、会員に貸与するものとします。
2. 会員は、善良なる管理者の注意をもって本件カードを管理し、本件カードを第三者に貸与、質入れ、譲渡等により第三者に使用させることもその占有を第三者に移転することもできません。
3. 各社のいずれかが会員規約、本特約、または各社が定める規定等により必要と認めて本件カードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。

#### 第4条（本件カードの作成および交付）

1. 各社は、本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても、各社が指定する委託先からお届出の住所宛へ送付することができるものとします。
2. 本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、みずほ銀行で所定の期間、保管します。所定の期間を経過した場合、みずほ銀行は当該カードを破棄するものとします。なお、本件カードの再発行を会員が希望する場合は、第8条にしたがって届け出るものとします。ただし、本件カードを発行してから1年以上経過している場合、あらためて本件カードのお申し込み直しをご依頼する場合があります。

#### 第5条（クレジットカード機能）

1. 本件カードは、会員規約に定める本人会員に発行され、家族会員のお申し込みはできません。
2. 会員は、会員規約に定める加盟店に加え、JR 東日本の指定する窓口、乗車券類発売機、指定席券売機等に本件カードを提示する等、JR 東日本所定の手続きを経ることによって、ショッピングに本件カードが利用できます。
3. 会員は、本件カードをインプリンター加盟店（カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。

#### 第6条（本件カードの盗難・紛失等）

1. 会員が、本件カードを紛失、盗取された場合、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかにみ

ずは銀行に電話等により通知のうえ、みずほ銀行所定の書面によりみずほ銀行に届出を行うとともに所管警察署へ届出を行うものとします。みずほ銀行は、会員が提出した届出をクレディセゾンへ送付することとし、クレディセゾンはその事実を JR 東日本に通知します。なお、これをもって会員規約に定める届出があったものとします。

2. 第 1 項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、みずほ銀行はキャッシュカード機能の利用を停止し、クレディセゾンはクレジットカード機能の利用を停止し、JR 東日本は Suica 機能の利用を停止します。各社のいずれかのシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、各社は責任を負いません。

3. 盗難・紛失等により被る損害については、キャッシュカード機能については「みずほキャッシュカード規定」が、クレジットカード機能に関しては会員規約が、Suica 機能に関しては「Suica に関する特約」および「オートチャージに関する特約」がそれぞれ適用されるものとします。

#### 第 7 条（届出事項の変更）

1. 氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合、会員はすみやかにみずほ銀行に所定の方法により届け出るものとします。会員から届出があった場合、当該届出内容をみずほ銀行はクレディセゾンへ連絡し、クレディセゾンは JR 東日本に連絡します。なお、これをもって会員規約に定める変更の届出があったものとします。

2. 氏名に変更があった場合、会員は、第 8 条に定める届出方法によりカードの再発行を届け出るとともに、本件カードをみずほ銀行に返却するものとします。

#### 第 8 条（本件カードの再発行）

1. 本件カードの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に会員がみずほ銀行に所定の方法にて届出をすることにより、各社に対し本件カードの再発行の申し出を行い、各社が再発行を承認した場合には、本件カードを再発行するものとします。会員が提出した申込書については、みずほ銀行からクレディセゾンへ送付することとし、これをもって会員規約に定める申し込みがあったものとします。

2. 本件カードの再発行の申し込み時に、会員が本件カードを所持していた場合、本件カードを返却するものとします。

3. 本件カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および Suica 機能の利用はできないものとします。これにともなって、万が一損害などが発生したとしても各社は責任を負いません。

4. 会員が本件カードの再発行を希望する場合には、各社所定の手数料をいただく場合があります。

ずは銀行に電話等により通知のうえ、みずほ銀行所定の書面によりみずほ銀行に届出を行うとともに所管警察署へ届出を行うものとします。みずほ銀行は、会員が提出した届出をクレディセゾンへ送付することとし、クレディセゾンはその事実を JR 東日本に通知します。なお、これをもって会員規約に定める届出があったものとします。

2. 第 1 項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、みずほ銀行はキャッシュカード機能の利用を停止し、クレディセゾンはクレジットカード機能の利用を停止し、JR 東日本は Suica 機能の利用を停止します。各社のいずれかのシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、各社は責任を負いません。

3. 盗難・紛失等により被る損害については、キャッシュカード機能については みずほキャッシュカード規定が、クレジットカード機能に関しては会員規約が、Suica 機能に関しては は Suica に関する特約および オートチャージに関する特約がそれぞれ適用されるものとします。

#### 第 7 条（届出事項の変更）

1. 氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合、会員はすみやかにみずほ銀行に所定の方法により届け出るものとします。会員から届出があった場合、当該届出内容をみずほ銀行はクレディセゾンへ連絡し、クレディセゾンは JR 東日本に連絡します。なお、これをもって会員規約に定める変更の届出があったものとします。

2. 氏名に変更があった場合、会員は、第 8 条に定める届出方法によりカードの再発行を届け出るとともに、本件カードをみずほ銀行に返却するものとします。

#### 第 8 条（本件カードの再発行）

1. 本件カードの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に会員がみずほ銀行に所定の方法にて届出をすることにより、各社に対し本件カードの再発行の申し出を行い、各社が再発行を承認した場合には、本件カードを再発行するものとします。会員が提出した申込書については、みずほ銀行からクレディセゾンへ送付することとし、これをもって会員規約に定める申し込みがあったものとします。

2. 本件カードの再発行の申し込み時に、会員が本件カードを所持していた場合、本件カードを返却するものとします。

3. 本件カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および Suica 機能の利用はできないものとします。これにともなって、万が一損害などが発生したとしても各社は責任を負いません。

4. 会員が本件カードの再発行を希望する場合には、各社所定の手数料をいただく場合があります。

す。

#### 第9条（本件カードの有効期限）

1. 本件カードには有効期限があり、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能に共通の有効期限です。
2. 本件カードの有効期限到来後も、各社が引き続き利用を承認する場合、有効期限を更新した新しい本件カード（以下「更新カード」といいます。）を会員の届出住所宛に送付します。
3. 前項にもとづき更新カードが発行された場合、有効期限が更新される前の本件カード（以下「旧カード」といいます。）のキャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能は有効期限をもって終了となります。また、更新カードのキャッシュカード機能が利用された際の旧カードのキャッシュカード機能も終了となります。
4. クレディセゾンがクレジットカード機能の有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカード機能とともにSuica機能も、有効期限をもって終了するものとします。また、その場合、みずほ銀行は、会員に対してみずほキャッシュカード（普通預金）を送付するものとしますが、会員が本件カードを有効期限内に一度も利用することなく、みずほ銀行がカード未利用と判断した場合はみずほキャッシュカード（普通預金）を送付しない場合があります。
5. 会員が第7条第1項の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、また、本条第3項の事由によりカードが無効となった場合、これにともなう不利益、損害等については、各社は責任を負わないものとします。

#### 第10条（本件カードの利用停止等）

1. 各社は、会員が本特約、会員規約、「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、各社はクレジットカード機能およびSuica機能の一部もしくは全部の利用を停止または利用資格を取り消す（以下「利用停止等」といいます。）ことができます。
2. 利用停止等の場合には、各社は、会員に事前に通知、催告等を行うことなく、本件カードが利用可能な現金自動支払機や会員規約に定める加盟店等を通じて、本件カードの回収をすることができるものとします。また、前項により各社がクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、会員は本件カードをただちにみずほ銀行またはクレディセゾンの指示する方法に従い、みずほ銀行またはクレディセゾンに返却するものとし、本件カードを返却後にみずほ銀行がみずほキャッシュカード（普通預金）を発行し貸与するものとします。
3. 利用停止等または前項により新たにキャッシュカードが交付されるまでキャッシュカード機能を利用できなくなることにともなって会員に生じる不利益、損害等については、各社は責任を負わないものとします。

す。

#### 第9条（本件カードの有効期限）

1. 本件カードには有効期限があり、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能に共通の有効期限です。
2. 本件カードの有効期限到来後も、各社が引き続き利用を承認する場合、有効期限を更新した新しい本件カード（以下「更新カード」といいます。）を会員の届出住所宛に送付します。
3. 前項にもとづき更新カードが発行された場合、有効期限が更新される前の本件カード（以下「旧カード」といいます。）のキャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能は有効期限をもって終了となります。また、更新カードのキャッシュカード機能が利用された際の旧カードのキャッシュカード機能も終了となります。
4. クレディセゾンがクレジットカード機能の有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカード機能とともにSuica機能も、有効期限をもって終了するものとします。また、その場合、みずほ銀行は、会員に対してみずほキャッシュカード（普通預金）を送付するものとしますが、会員が本件カードを有効期限内に一度も利用することなく、みずほ銀行がカード未利用と判断した場合はみずほキャッシュカード（普通預金）を送付しない場合があります。
5. 会員が第7条第1項の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、また、本条第3項の事由によりカードが無効となった場合、これにともなう不利益、損害等については、各社は責任を負わないものとします。

#### 第10条（本件カードの利用停止等）

1. 各社は、会員が本特約、会員規約、Suicaに関する特約、オートチャージに関する特約もしくはリンクに関する特約に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、各社はクレジットカード機能およびSuica機能の一部もしくは全部の利用を停止または利用資格を取り消す（以下「利用停止等」といいます。）ことができます。
2. 利用停止等の場合には、各社は、会員に事前に通知、催告等を行うことなく、本件カードが利用可能な現金自動支払機や会員規約に定める加盟店等を通じて、本件カードの回収をすることができるものとします。また、前項により各社がクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、会員は本件カードをただちにみずほ銀行またはクレディセゾンの指示する方法に従い、みずほ銀行またはクレディセゾンに返却するものとし、本件カードを返却後にみずほ銀行がみずほキャッシュカード（普通預金）を発行し貸与するものとします。
3. 利用停止等または前項により新たにキャッシュカードが交付されるまでキャッシュカード機能を利用できなくなることにともなって会員に生じる不利益、損害等については、各社は責任を負わないものとします。

<p>第 11 条（退会・機能の分離等）</p> <p>1. 会員は、本件カードについて、クレジットカード機能ならびに Suica 機能のうち単独の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。</p> <p>2. 会員は次のことを行う場合には、みずほ銀行に所定の書面により申込または届出を行うものとします。会員が提出した書面の全部または一部については、みずほ銀行からクレディセゾンに送付し、クレディセゾンは JR 東日本へ連絡します。なお、これをもって会員規約に定める申込または届出があったものとし、この場合には、本件カードとしてのご利用はできなくなります。</p> <p>(1)本件カードの退会、クレジットカード機能および Suica 機能の利用を取りやめ、みずほキャッシュカード（普通預金）の発行を希望する場合。</p> <p>(2)決済口座を変更する場合。</p> <p>3. 前項の場合において、みずほ銀行、クレディセゾンまたは JR 東日本が求めた場合には、会員は本件カードのほか、みずほ銀行が指定する他のカードもあわせてみずほ銀行に提出するものとします。なお、新たにみずほ銀行所定のカードまたはみずほマイレージクラブカードセゾンが交付されるまでの間、会員はキャッシュカード機能、クレジットカード機能および Suica 機能を利用できなくなりますが、これにともなう不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。また、前項(2)の場合には、別に決済口座を指定いただくものとします。</p> <p>第 12 条（規定の適用）</p> <p>本特約において特に定めがない場合は、「会員規約」、「みずほマイレージクラブカードセゾン特約」、「Suica に関する特約」、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」および「ビュー Type II 提携カードに関する特約」、その他みずほ銀行、クレディセゾンまたは JR 東日本の定める規定を適用するものとします。</p> <p>第 13 条（特約の変更）</p> <p>セゾンカード規約第 19 条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第 19 条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</p>	<p>第 11 条（退会・機能の分離等）</p> <p>1. 会員は、本件カードについて、クレジットカード機能ならびに Suica 機能のうち単独の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。</p> <p>2. 会員は次のことを行う場合には、みずほ銀行に所定の書面により申込または届出を行うものとします。会員が提出した書面の全部または一部については、みずほ銀行からクレディセゾンに送付し、クレディセゾンは JR 東日本へ連絡します。なお、これをもって会員規約に定める申込または届出があったものとし、この場合には、本件カードとしてのご利用はできなくなります。</p> <p>(1)本件カードの退会、クレジットカード機能および Suica 機能の利用を取りやめ、みずほキャッシュカード（普通預金）の発行を希望する場合。</p> <p>(2)決済口座を変更する場合。</p> <p>3. 前項の場合において、みずほ銀行、クレディセゾンまたは JR 東日本が求めた場合には、会員は本件カードのほか、みずほ銀行が指定する他のカードもあわせてみずほ銀行に提出するものとします。なお、新たにみずほ銀行所定のカードまたはみずほマイレージクラブカードセゾンが交付されるまでの間、会員はキャッシュカード機能、クレジットカード機能および Suica 機能を利用できなくなりますが、これにともなう不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。また、前項(2)の場合には、別に決済口座を指定いただくものとします。</p> <p>第 12 条（規定の適用）</p> <p>本特約において特に定めがない場合は、<u>会員規約、みずほマイレージクラブカードセゾン特約、Suica に関する特約、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約およびビュー Type II 提携カードに関する特約</u>、その他みずほ銀行、クレディセゾンまたは JR 東日本の定める規定を適用するものとします。</p> <p>第 13 条（特約の変更）</p> <p>セゾンカード規約第 19 条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第 19 条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</p>
<p><b>(2)Suica に関する特約</b></p> <p>第 1 条（目的）</p> <p>本特約は、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）、株式会社クレディセゾン（以下「クレディセゾン」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）の発行する「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica」（以下「本件カード」といいます。）に記録された金銭的価値等（以下「Suica」といいます。）において、会員に提供するサービスの内容と、会員がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。なお、本特約の</p>	<p><b>(2)Suica に関する特約</b></p> <p>第 1 条（目的）</p> <p>本特約は、<u>本件カードの Suica</u>において、会員に提供するサービスの内容と、会員がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、<u>会員規約、「みずほマイレージクラブカードセゾン特約」および「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約」</u>（以下<u>総称して</u>「会員規約等」といいます。）によるものとします。</p>

用語の定義について特に定めのないものは、「セゾンカード規約」(以下「会員規約」といいます。)、  
「みずほマイレージクラブカードセゾン特約」、「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約」(以下まとめて「会員規約等」といいます。)によるものとします。

#### 第2条 (適用範囲)

1. 本特約は、会員規約等に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。
2. 会員が Suica を利用する場合は、東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則(平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。)による記名 Suica として取り扱います。
3. 会員は本件カードを、IC カード取扱規則による Suica 定期乗車券としては利用できないものとします。
4. Suica の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、IC カード取扱規則および東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則(平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。)の定めるところによります。「IC カード取扱規則」による場合、「利用者」を「会員」と読み替えることとします。また「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

#### 第3条 (用語の定義)

本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「SF」とは、JR 東日本が相当の対価を得て Suica に記録した金銭的価値をいいます。
- (2) 「チャージ」とは、JR 東日本の定める方法で Suica に SF を積み増しすることをいいます。

#### 第4条 (デポジット)

本件カードについては、デポジットに関する IC カード取扱規則の定めは適用しないものとします。

#### 第5条 (制限事項)

1. 本件カードの有効期限を超えて Suica として使用することはできません。
2. IC カード取扱規則第 60 条の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。

#### 第6条 (チャージ)

1. 会員は、IC カード取扱規則の第 12 条に定める機器のほか、Suica の処理が可能な JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営している現金自動貸付機等(以下「Suica 対応 ATM」といいます。)により、本件カードのクレジットカード機能によってチャージをするこ

#### 第2条 (適用範囲)

1. 本特約は、会員規約等に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。
2. 会員が Suica を利用する場合は、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」(平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。)による記名 Suica として取り扱います。
3. 会員は本件カードを、IC カード取扱規則による Suica 定期乗車券および Suica 企画乗車券としては利用できないものとします。
4. Suica の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、IC カード取扱規則および「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」(平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。)の定めるところによります。なお、IC カード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

#### 第3条 (用語の定義)

本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「SF」とは、JR 東日本が相当の対価を得て Suica に記録した金銭的価値をいいます。
- (2) 「チャージ」とは、JR 東日本の定める方法で Suica に SF を積み増しすることをいいます。

#### 第4条 (デポジット)

本件カードについては、デポジットに関する IC カード取扱規則の定めは適用しないものとします。

#### 第5条 (制限事項)

1. 本件カードの有効期限を超えて Suica として使用することはできません。
2. IC カード取扱規則の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。

#### 第6条 (チャージ)

1. 会員は、IC カード取扱規則に定める機器のうち、JR 東日本が別に定める機器のほか、Suica の処理が可能な JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等(以下「Suica 対応 ATM」といいます。)により、本件カードのクレジットカード機能によ

とができます。

2. 会員が本件カードのクレジットカード機能によりチャージを行う場合のお支払い方法は、カードショッピングの1回払いとします。

3. 前項にかかわらず、会員から申し出があり、クレディセゾンが承認した場合には、承認した方法による支払い方法に変更することができるものとします。

#### 第7条（SF残額の確認）

会員は、ICカード取扱規則第13条に定める機器のほか、Suica対応ATMにより、本件カードのSF残額を確認することができます。

#### 第8条（払い戻し）

1. JR東日本は、ICカード取扱規則第15条の定めにかかわらず、本特約第10条第2項に該当する場合でJR東日本が認めた場合、本特約第11条または第12条に該当する場合で、会員から次の各号のいずれかによる請求があった場合に限り、SF残額を払い戻します。なお、JR東日本はICカード取扱規則第15条に定める手数料は収受しません。ただし、本特約第10条第2項に該当する場合、JR東日本所定の払戻手数料および振込手数料等を負担していただく場合があります。

①会員が、Suica対応ATMによりSF残額の払い戻しを請求したとき。

②前号の取り扱いによらない場合で、会員が自らの責任において本件カードを切断する等使用不能な状態にして、みずほ銀行、クレディセゾン、JR東日本（以下総称して「各社」といいます。）所定の方法により本件カードをみずほ銀行に返却して、SF残額の払い戻しを請求したとき。

2. 前項による払い戻しをした以降は、本件カードのSuicaは使用できなくなるものとします。

3. SF残額を払い戻した後は、バス事業者の行うバス利用特典サービスは無効となります。無効となったバス利用特典サービスについて、各社は責任を負わないこととします。

#### 第9条（再発行時の取扱い）

各社は、ICカード取扱規則第16条および第17条にかかわらず、「みずほマイレージクラブカードセゾンSuica特約」第8条に定める再発行時にSuicaの再発行を行います。

#### 第10条（本件カードが無効となる場合等）

1. 各社は、次の各号に該当する場合、Suicaを無効とし、会員資格の喪失等の処置をとることができます。

①ICカード取扱規則第43条、第45条または第46条に該当した場合

②電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合

③会員のSuicaの利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合

2. 各社は、会員が前項以外の事由により退会・会員資格の喪失および本件カードの利用停止・返

ってチャージをすることができます。

2. 会員が本件カードのクレジットカード機能によりチャージを行う場合のお支払い方法は、カードショッピングの1回払いとします。

3. 前項にかかわらず、会員から申し出があり、クレディセゾンが承認した場合には、承認した方法による支払い方法に変更することができるものとします。

#### 第7条（SF残額の確認）

会員は、ICカード取扱規則に定める機器のほか、Suica対応ATMにより、本件カードのSF残額を確認することができます。

#### 第8条（払いもどし）

1. JR東日本は、ICカード取扱規則の定めにかかわらず、第10条第2項に該当する場合でJR東日本が認めた場合、第11条または第12条に該当する場合で、会員から次の各号のいずれかによる請求があった場合に限り、SF残額を払いもどします。なお、JR東日本はICカード取扱規則に定める手数料は収受しません。ただし、第10条第2項に該当する場合、JR東日本所定の払戻手数料および振込手数料等を負担していただく場合があります。

①会員が、Suica対応ATMによりSF残額の払いもどしを請求したとき。

②前号の取り扱いによらない場合で、会員が自らの責任において本件カードを切断する等使用不能な状態にして、各社所定の方法により本件カードをみずほ銀行に返却して、SF残額の払いもどしを請求したとき。

2. 前項による払いもどしをした以降は、本件カードのSuicaは使用できなくなるものとします。

3. SF残額を払いもどした後は、バス事業者の行うバス利用特典サービスは無効となります。無効となったバス利用特典サービスについて、各社は責任を負わないこととします。

#### 第9条（再発行時の取扱い）

各社は、ICカード取扱規則の定めにかかわらず、みずほマイレージクラブカードセゾンSuica特約に定める再発行時にSuicaの再発行を行います。

#### 第10条（本件カードが無効となる場合等）

1. 各社は、次の各号に該当する場合、Suicaを無効とし、会員資格の喪失等の処置をとることができます。

①ICカード取扱規則第43条、第45条または第46条に該当した場合

②電子マネー取扱規則第6条第1号、第4号または第6号に該当した場合

③会員のSuicaの利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合

2. 各社は、会員が前項以外の事由により退会・会員資格の喪失および本件カードの利用停止・返

<p>却の適用を受けた場合には本件カードを無効とします。</p> <p>第 11 条（更新カード発行時の取扱い）</p> <p>会員は、有効期限を更新した新しい本件カードが送付された場合で従前の本件カードに Suica の情報がある場合は、その有効期限内に本特約第 8 条による SF 残額の払い戻しを行うものとします。</p> <p>第 12 条（退会の手続き）</p> <p>会員が本件カードを任意に退会する場合は、本特約第 8 条による SF の払戻しを行った上で、会員規約等の定めによるものとします。なお、各社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>第 13 条（免責事項）</p> <p>1. カードを紛失または盗難にあった場合等に、本件カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人による Suica の使用等（払い戻しを含みます。）があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。</p> <p>2. 本件カードの Suica の機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。</p>	<p>却の適用を受けた場合には本件カードを無効とします。</p> <p>第 11 条（更新カード発行時の取扱い）</p> <p>会員は、有効期限を更新した新しい本件カードが送付された場合で従前の本件カードに Suica の情報がある場合は、その有効期限内に第 8 条による SF 残額の払いもどしを行うものとします。</p> <p>第 12 条（退会の手続き）</p> <p>会員が本件カードを任意に退会する場合は、第 8 条による SF 残額の払いもどしを行った上で、会員規約等の定めによるものとします。なお、各社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>第 13 条（免責事項）</p> <p>1. カードを紛失または盗難にあった場合等に、本件カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人による Suica の使用等（払いもどしを含みます。）があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。</p> <p>2. 本件カードの Suica が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。</p>
<p><b>(3)オートチャージに関する特約</b></p> <p>第 1 条（適用範囲）</p> <p>本特約は、「セゾンカード規約」（以下「会員規約」といいます。）、「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約」、東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）、「モバイル Suica 会員規約」、「鉄道利用に関する特約」およびオートチャージ利用特約（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、「IC カード取扱規則」による場合、「利用者」を「会員」、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p> <p>第 2 条（オートチャージサービス）</p> <p>「オートチャージサービス」とは、本件カード又は本件カードとリンクに関する特約第 2 条のリンク（以下本特約において「リンク」といいます。）をした「記名 Suica（「電子マネー取扱規則」に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む。）又は会員登録されたモバイル Suica 携帯情報端末等と言います。）における SF 残額があらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」</p>	<p><b>(3)オートチャージに関する特約</b></p> <p>第 1 条（適用範囲）</p> <p>本特約は、<u>会員規約</u>、「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約」、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）、<u>東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則</u>（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）<u>および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携 IC カード乗車券取扱規則」（2020 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「地域連携 IC カード取扱規則」といい、以下総称して「会員規約等」といいます。）</u>に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。<u>また</u>、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、<u>IC カード取扱規則および地域連携 IC カード取扱規則</u>による場合、「利用者」を「会員」、<u>電子マネー取扱規則</u>による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p> <p>第 2 条（オートチャージサービス）</p> <p>「オートチャージ」とは、本件カードの <u>Suica</u>、本件カードと <u>リンクに関する特約</u> に定めるリンク（以下 <u>リンク</u>）といいます。）をした「記名 Suica（<u>電子マネー取扱規則に定める「IC カード等」のうち記名されたものも含みます。</u>）<u>もしくは地域連携 IC カード取扱規則に定める「記名地域連携 IC カード」（以下総称して「記名 Suica 等」といいます。）</u> または会員登録されたモバ</p>



と言います。) 以下の場合、東日本旅客鉄道株式会社 (以下「当社」といいます。) が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入出場する際に、本件カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額 (以下「入金実行金額」といいます。) が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。

### 第3条 (利用方法等)

1. 会員は、本件カードへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定については、株式会社みずほ銀行、株式会社クレディセゾンおよび当社 (以下総称して「各社」といいます。) にカードの入会申込みをされる際に各社所定の方法により行うか、当社又は当社が提携している会社もしくは組織の運営する Suica 対応 ATM (以下「ATM」といいます。) により行い、実行判定金額および入金実行金額の変更および利用停止については、ATM により行うこととします。

2. 会員は、リンクした記名 Suica へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、ATM により行うこととします。

3. 会員は、モバイル Suica 携帯情報端末等へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、当該モバイル Suica 携帯情報端末等により行うこととします。

4. 実行判定金額および入金実行金額は、1 万円を限度として 1 千円単位で設定することとします。

5. 本サービスは、会員本人以外の利用はできないものとします。

6. オートチャージ実施時における売上票への署名は省略します。なお、本サービスは、各社が認めた場合を除き会員による利用がなされたものとみなします。

### 第4条 (制限事項等)

1. 1 日のオートチャージの合計額の上限は 2 万円とします。

2. 本件カードによる利用代金の決済が承認されない場合には、オートチャージできません。

3. 本サービスのお支払いは、本件カードのクレジット機能によるカードショッピングの 1 回払いとします。ただし、会員は会員規約第 7 条に定めるお支払い方法の変更サービスを申し入れできるものとします。

4. 会員は、一旦実施したオートチャージの取消はできないものとします。

5. 会員は、Suica に関する特約第 8 条に該当する場合を除き、オートチャージによりチャージした本件カードにおける SF の払い戻しはできないものとします。

6. 各社が必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして本サービスを停止することがありま

イルデバイス (以下「モバイルデバイス」といいます。) における SF 残額があらかじめ設定した金額 (以下「実行判定金額」といいます。) 以下の場合、JR 東日本が別に定めるオートチャージ機能を有する機器を利用する際に、本件カードのクレジットカード機能により、あらかじめ設定した金額 (以下「入金実行金額」といいます。) が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを「本サービス」といいます。

### 第3条 (利用方法等)

1. 会員は、本件カードへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定については、各社にカードの入会申込みをする際に各社所定の方法により行うか、Suica の処理が可能な JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等 (以下「Suica 対応 ATM」といいます。) により行い、実行判定金額および入金実行金額の変更および利用停止については、Suica 対応 ATM により行うこととします。

2. 会員は、リンクした記名 Suica 等へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、Suica 対応 ATM により行うこととします。

3. 会員は、モバイルデバイスへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、当該モバイルデバイスにより行うこととします。

4. 実行判定金額および入金実行金額は、1 万円を限度として 1 千円単位で設定することとします。

5. 本サービスは、会員本人以外の利用はできないものとします。

6. オートチャージ実施時における売上票への署名は省略します。なお、本サービスは、各社が認めた場合を除き会員による利用がなされたものとみなします。

### 第4条 (制限事項等)

1. 1 日のオートチャージの合計額の上限は 2 万円とします。

2. 本件カードによる利用代金の決済が承認されない場合には、オートチャージできません。

3. 本サービスのお支払いは、本件カードのクレジットカード機能によるカードショッピングの 1 回払いとします。ただし、会員は会員規約第 7 条に定めるお支払い方法の変更サービスを申し入れできるものとします。

4. 会員は、一旦実施したオートチャージの取消はできないものとします。

5. 会員は、「Suica に関する特約」第 8 条に該当する場合を除き、オートチャージによりチャージした本件カードにおける SF の払い戻しはできないものとします。

6. 各社が必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして本サービスを停止することがありま

す。

#### 第5条（有効期限）

1. 本サービスの有効期限は、本件カードの有効期限までとします。
2. リンクによる本サービスの有効期限については、以下の各号の通りとします。  
(1)リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、各社が引き続き本件カードの会員と認める場合には、Suica 対応 ATM において当社が定める方法によりオートチャージ設定を再度会員自らが行うこととします。  
(2)各社が引き続き本件カードの会員と認めた場合でも、有効期限内に前項の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもってリンクによる本サービスは利用停止となります。  
(3)会員が有効期限の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって本サービスは利用停止となります。

#### 第6条（紛失・盗難等）

1. 会員は、万一リンクした記名 Suica を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに Suica を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。
2. 会員は、オートチャージ設定されたモバイル Suica 携帯情報端末等を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかにモバイル Suica サポートセンター又はパソコン向けモバイル Suica サイトを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。
3. JR 東日本は前 2 項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。

#### 第7条（免責事項）

1. 不可抗力、システム上のトラブル、第4条による場合等の理由を問わず、オートチャージが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はその責任を負わないこととします。
2. リンクした記名 Suica 又はオートチャージ設定をしたモバイル Suica 携帯情報端末等を紛失し、又は盗難にあった会員が第6条の手続きを行わなかった場合、および第6条第2項に規定するリンクした記名 Suica 又はオートチャージ設定されたモバイル Suica 携帯情報端末等の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、又はリンクした記名 Suica 又はオートチャージ設定されたモバイル Suica 携帯情報端末等の使用等（払い戻しを含みます。）により生じた会員の損害については、各社はそれらを補償する責めを負いません。

す。

#### 第5条（有効期限）

1. 本サービスの有効期限は、本件カードの有効期限までとします。
2. リンクによる本サービスの有効期限については、以下の各号の通りとします。  
(1)リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、各社が引き続き本件カードの会員と認める場合には、Suica 対応 ATM において JR 東日本が定める方法によりオートチャージ設定を再度会員自らが行うこととします。  
(2)各社が引き続き本件カードの会員と認めた場合でも、有効期限内に前項の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもってリンクによる本サービスは利用停止となります。  
(3)会員が有効期限の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって本サービスは利用停止となります。

#### 第6条（紛失・盗難等）

1. 会員は、万一リンクした記名 Suica 等を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかに Suica を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。
2. 会員は、オートチャージ設定したモバイルデバイスを紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにモバイル Suica ウェブサイトまたはモバイル Suica サポートセンターを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。
3. JR 東日本は前 2 項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。

4. 会員は、万一リンクした記名地域連携 IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、第1項によるほか、地域連携 IC カード取扱規則に定める方法により再発行の手続きを行うこととします。

#### 第7条（免責事項）

1. 不可抗力、システム上のトラブル、第4条による場合等の理由を問わず、オートチャージが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はその責任を負わないこととします。
2. リンクした記名 Suica 等またはオートチャージ設定したモバイルデバイスを紛失し、または盗難にあった会員が第6条の手続きを行わなかった場合および第6条第3項に定めるリンクした記名 Suica 等またはオートチャージ設定したモバイルデバイスの使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、またはリンクした記名 Suica 等もしくはオートチャージ設定したモバイルデバイスの使用等（払いもどしを含みます。）により生じた会員の損害については、各社はそれらを補償する責めを負いません。

<p>3. 会員は、退会後であっても、退会前に発生した本サービスにかかわる利用代金の支払いについては本特約が適用されることを了承することとします。</p>	<p>3. 会員は、退会後であっても、退会前に発生した本サービスにかかわる利用代金の支払いについては本特約が適用されることを了承することとします。</p>
<p><b>(4) リンクに関する特約</b></p> <p>第1条（適用範囲）</p> <p>本特約は、「セゾンカード規約」（以下「会員規約」といいます。）、「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約」、東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下、「IC カード取扱規則」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下、「電子マネー取扱規則」といいます。）（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、「IC カード取扱規則」による場合、「利用者」を「会員」、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p> <p>第2条（リンクサービス）</p> <p>「リンク」とは「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約」第1条に規定する株式会社みずほ銀行、株式会社クレディセゾンおよび東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といい、併せて「各社」といいます。）が発行する「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica」（以下本特約においては「本件カード」といいます。）と、IC カード取扱規則第3条第1項第1号に規定する「記名 Suica（電子マネー取扱規則に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む）」の情報を関連付ける本特約第3条に定める手続き（以下「リンク設定」といいます。）を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を可能にすることをいいます。</p> <p>(1)本件カードを決済カードとした記名 Suica による「オートチャージに関する特約」第2条に定める「オートチャージサービス」</p> <p>(2)その他各社が別に定めるサービス</p> <p>第3条（設定方法）</p> <p>1. リンク設定および解除については、会員が本特約を承認かつ同意し、当社または当社が提携している会社もしくは組織の運営する Suica 対応 ATM により行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。</p> <p>2. リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ各社の承認を得ることが必要です。</p>	<p><b>(4) リンクに関する特約</b></p> <p>第1条（適用範囲）</p> <p>本特約は、<u>会員規約</u>、「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約」、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）、<u>「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）</u> <u>および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携 IC カード乗車券取扱規則」（2020 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「地域連携 IC カード取扱規則」といい、以下総称して「会員規約等」といいます。）</u>に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。<u>また</u>、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、<u>IC カード取扱規則および地域連携 IC カード取扱規則</u>による場合、「利用者」を「会員」、<u>電子マネー取扱規則</u>による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p> <p>第2条（リンクサービス）</p> <p>「リンク」とは、<u>本件カードと、IC カード取扱規則に定める「記名 Suica（電子マネー取扱規則に定める「IC カード等」のうち記名されたものも含まれます。）</u> <u>または地域連携 IC カード取扱規則に定める「記名地域連携 IC カード」（以下総称して「記名 Suica 等」といいます。）</u>の情報を関連付ける<u>第3条</u>に定める手続き（以下「リンク設定」といいます。）を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を可能にすることをいいます。</p> <p>(1)本件カードを決済カードとした記名 Suica <u>等</u>による「オートチャージに関する特約」<u>に</u>定める「オートチャージサービス」</p> <p>(2)その他各社が別に定めるサービス</p> <p>第3条（設定方法）</p> <p>1. リンク設定および解除については、会員が本特約を承認かつ同意し、<u>Suica の処理が可能な JR 東日本</u>または <u>JR 東日本</u>が提携している会社もしくは組織の運営する <u>現金自動預払機等</u>により行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。</p>

<p>(1)リンク設定を行う本件カードと記名 Suica に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること</p> <p>(2)リンク設定を行う記名 Suica が Suica 電子マネー対応であること</p> <p>(3)リンク設定を行う記名 Suica が当社が別に定める記名 Suica ではないこと</p> <p>(4)リンク設定を行う本件カードが他の記名 Suica と既にリンクしていないこと</p> <p>(5)リンク設定を行う記名 Suica が既に他のビューカード又は当社が提携した各会社と発行するビューTypeⅡ提携カードとリンクしていないこと</p> <p>(6)リンク設定を行う本件カードおよび記名 Suica のいずれも無効なカードでないこと</p> <p>3. リンクした本件カードおよび記名 Suica のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。</p> <p>4. 各社が必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして本サービスを停止することがあります。</p> <p>第4条（紛失・盗難等）</p> <p>1. 会員は、万一リンクした記名 Suica を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに Suica を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。</p> <p>2. JR 東日本は前項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。</p> <p>第5条（免責事項）</p> <p>不可抗力、システム上のトラブル、本特約第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はいかなる責任も負わないこととします。</p>	<p>2. リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ各社の承認を得ることが必要です。</p> <p>(1)リンク設定を行う本件カードと記名 Suica <u>等</u>に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること</p> <p>(2)リンク設定を行う記名 Suica <u>等</u>が <u>SF</u> 対応であること</p> <p>(3)リンク設定を行う記名 Suica <u>等</u>が、<u>当社が別に定める記名 Suica ではないこと</u></p> <p>(4)リンク設定を行う本件カードが他の記名 Suica <u>等</u>と既にリンクしていないこと</p> <p>(5)リンク設定を行う記名 Suica <u>等</u>が、<u>株式会社ビューカードが発行するクレジットカード（家族カードを含みます。）</u>または「<u>ビューTypeⅡ提携カードに関する特約</u>」に定める「<u>ビューTypeⅡ提携カード</u>」と<u>既に</u>リンクしていないこと</p> <p>(6)リンク設定を行う本件カードおよび記名 Suica <u>等</u>のいずれも無効なカードでないこと</p> <p>3. リンクした本件カードおよび記名 Suica <u>等</u>のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。</p> <p>4. 各社が必要と認めた場合には、何らの通知、<u>催告</u>なくして本サービスを停止することがあります。</p> <p>第4条（免責事項）</p> <p>不可抗力、システム上のトラブル、<u>第3条</u>第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はいかなる責任も負わないこととします。</p>
<p><b>(5)ビューTypeⅡ提携カードに関する特約</b></p> <p>第1条（目的・定義）</p> <p>1. 本特約は、会員が、みずほマイレージクラブカードセゾン Suica（以下「本件カード」といいます。）のクレジットカード機能をビューTypeⅡ提携カードとして利用するための条件を定めることを目的とします。</p> <p>2. ビューTypeⅡ提携カードとは、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）および JR 東日本と提携した会社または組織が発行するカードのうち、JR 東日本が特に定めるものをいいます。</p>	<p><b>(5)ビューTypeⅡ提携カードに関する特約</b></p> <p>第1条（目的・定義）</p> <p>1. 本特約は、会員が、<u>本件カード</u>のクレジットカード機能を「<u>ビューTypeⅡ提携カード</u>」として利用するための条件を定めることを目的とします。</p> <p>2. ビューTypeⅡ提携カードとは、JR 東日本および JR 東日本と提携した会社または組織が発行するカードのうち、JR 東日本が特に定めるものをいいます。</p>

<p>第2条（本特約の効力）</p> <p>本特約は、「セゾンカード規約」（以下「会員規約」といいます。）、「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約」（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。</p> <p>第3条（利用）</p> <p>1. 会員は、会員規約等によるもののほか、JR 東日本の指定する JR 東日本の窓口、乗車券類発売機、JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営する Suica 対応 ATM 等（以下「JR 東日本窓口等」といいます。）で、本件カードを利用することができます。</p> <p>2. 前項の JR 東日本窓口等での利用時に会員は、売上票への署名に代えて、JR 東日本窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きにより本件カードの利用ができる場合があります。なお、JR 東日本、株式会社みずほ銀行および株式会社クレディセゾンが特に認めた場合には、会員は、各社が指定する方法に従い、本件カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>	<p>第2条（本特約の効力）</p> <p>本特約は、<u>会員規約</u>、「みずほマイレージクラブカードセゾン Suica 特約」、<u>「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）</u>および<u>「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といい、以下総称して「会員規約等」といいます。）</u>に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。<u>また</u>、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。<u>なお、IC カード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</u></p> <p>第3条（利用）</p> <p>1. 会員は、会員規約等によるもののほか、JR 東日本の指定する JR 東日本の窓口、乗車券類発売機、<u>指定席券売機、Suica の処理が可能な</u>JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営する<u>現金自動預払機</u>等（以下「JR 東日本窓口等」といいます。）で、本件カードを利用することができます。</p> <p>2. <u>JR 東日本窓口等での利用時に会員は、売上票への署名に代えて、JR 東日本窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きにより本件カードの利用ができる場合があります。なお、各社が特に認めた場合には、会員は、各社が指定する方法に従い、本件カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</u></p>
--	--

以上